

## 広島県教育委員会規則第八号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

### 広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「同欄に掲げる課」の下に「(学びの变革推進課を除く。)」を加え、同条の表管理部の部総務課の項中「委員会係」を「教育広報係」に改め、「広報係」を削り、同表教育部の部教育改革推進課の項中「教育改革推進課」を「学びの变革推進課」に改め、「県立学校改革係」を削る。

第七条の見出し中「各課」を「各課等」に改め、同条教育改革推進課の項を次のように改める。

学びの变革推進課

広島版「学びの变革」アクションプランの推進に関する総合調整に関すること。

第七条に次の一項を加える。

2 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)附則第三項の規定により置く県立学校改革担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。

一 県立学校の設置、廃止、入学定員及び通学区域に関すること。

二 市町立学校の設置及び廃止等(義務教育指導課の所掌に属するものを除く。)の認可に関すること。

第十四条総務課の項第五号中「市町立小中学校」の下に「及び共同調理場」を加え、「うち事務職員に係る」を削り、「研修」の下に「(教育指導課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条教育指導課の項第一号中「市町立小中学校」の下に「及び共同調理場」を加え、「(総務課の所掌に属するものを除く。)」を削り、「研修」の下に「(総務課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第十五条の四第五号中「市町立小中学校」の下に「及び共同調理場」を加える。

第四十九条中「課及び研究所」を「課等」に改め、同条に次の一項を加える。

頼山陽史跡資料館

第五十条中「各課及び研究所」を「各課等」に改め、同条草戸千軒町遺跡研究所の項第一号中「以外を除く。」を「に限る。」に改め、同条に次の一項を加える。

頼山陽史跡資料館

- 一 頼山陽に関する実物、標本、模写、模型、文献、写真、フィルム等の博物館資料（以下「頼山陽に関する博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 頼山陽に関する博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 三 頼山陽に関する博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。
- 四 頼山陽に関する博物館資料の利用に関し、必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- 五 頼山陽に関する博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正）

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の表教育部教育改革推進課の項を削り、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 当分の間、次表上欄に掲げる部に当該下欄に掲げる職を置く。

教育部	県立学校改革担当課長
-----	------------

別表第一号の表第十号の三及び第十四号中「課」を「部及び課」に改める。

別表第二号の表第四号の二及び第十号中「所」を「所等」に改める。

別表第三号の表第一号中「歴史博物館」を「及び歴史博物館」に改め、同表第五号の次に次の一号を加える。

五の 二	頼山陽史 跡資料館 長	歴史博物 館	上司の命を受け、頼 山陽史跡資料館の事 務を掌理する。	
---------	-------------------	-----------	-----------------------------------	--

別表第三号の表第七号中「教育センター」を「館等」に改め、同表第九号中「歴史博物館」を「及び歴史博物館」に改め、同表第十二号中「教育センター」を「館等」に改め、同表第十五号及び第十九号中「歴史博物館」を「及び歴史博物館」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。